

○村井分科員 自由民主党の村井英樹です。

麻生大臣、山口副大臣、そして財務省の事務方の皆さん、連日の国会審議への対応、お疲れさまでございます。

私にとりましては、きょうが初めての国会質問ということでありまして、若輩者でございますし、また大変緊張しているわけでありましてけれども、諸先輩方の胸をかりるつもりで、全力投球、直球勝負で率直に質問させていただきたいと思っております。

私が地元を回っておりますと、最近よく話題になるのが、消費税の引き上げに伴う軽減税率の話でございます。

私が申すまでもなく、消費税の引き上げに伴って低所得者の負担が増大をする、また、その緩和策として軽減税率がこれまで議論されてまいりました。そしてまた、平成二十五年度の与党の税制改正大綱におきましては、消費税を一〇%に引き上げるときに軽減税率制度の導入を目指すとされているところでありまして、また現在、与党に調査会を設けて議論が行われております。

この軽減税率なんですけれども、私、これは、政治家にとっては極めて都合がいい、使い勝手がいい仕組みだと思っているんです。

例えば、消費税の引き上げの話を一般有権者、主婦の方に説明しなければならない、そのときにどういうふうに説明をするのか。

例えば、持続可能な社会保障制度のためには消費税の引き上げはやむを得ないんです、しかしながら、皆様方がふだん購入をされているような生活必需品については、軽減税率を導入して、しっかりと皆様方の暮らしを守ってまいりますといったようなことですか、あとは、特定の業界の会合に呼ばれた際に、消費税の引き上げはやむを得ないものなんですけれども、皆様方の業界の社会における公益性に鑑み、皆様方の負担が過重なものにならないように、しっかりと軽減税率を導入してまいりますといったようなことを言うと、大変地元では受けがよくて、そしてまた、いわば妥当なことを言っているようで、目の前の方には負担を求めているわけでありましてから当然なんですけれども、政治家にとっては、ある種、極めて使い勝手がいい制度なんだろうと思っております。

しかし、さはさりながら、そうでありますけれども、私は、あえてこれから

軽減税率が持つ問題点を指摘させていただいて、そして、一たび導入をしてしまうと、この特例部分、特例として認めた軽減税率の部分がどんどん際限なく拡大をしてしまうといったような点を指摘させていただいて、軽減税率の導入に対しては否定的な立場から質問させていただこうと思っているわけでありませぬ。

本題に入る前に、まず、なぜ、今般の税と社会保障の一体改革に当たって、その財源の多くを消費税の引き上げに求めることとしたのか、なぜ、ほかの税目ではなくて消費税であったのかというそもそも論について、御見解を伺いたいと思ひます。

○山口副大臣 村井先生の御質問にお答えをさせていただきます。

もう先生おわかりの上で御質問をなさっておられると思ひますが、今もお話がございますように、今回の社会保障と税の一体改革、これは、少子高齢化が急激に進展をしていく中で、消費税によって幅広く国民各層に社会保障財源確保のための負担を求めるということによつて、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す、持続的な社会保障制度の確立云々というふうなことでございます。

この財源となる税収につきましては、高い財源調達力を有し、同時に、経済の動向とか人口構成の変化に左右されにくく安定をしておるというふうなことが求められると思ひます。また、高齢化が進む中で、勤労世代など特定の者への負担が集中をしないというふうなことも必要であろうか。

そういった中で、消費税はこれらの特徴を有しておるというふうなことで、高齢化社会における社会保障の安定財源として適切であろうというふうなことでございます。

○村井分科員 まさに、山口副大臣がおっしゃったとおり、これから急速に少子高齢化が進んでいく中で、現役世代の数は急速に減っていくわけです。そうした現役世代など特定の者に負担が集中することがないように、若者から高齢者に至るまで、広く薄く公平に負担を求めることができる消費税というものが、少子高齢化社会における社会保障の財源として適切である、こういったようなことだろうと思ひます。

私、広く薄く公平に負担を求めることができる、この点が極めて重要だと思

うんですけれども、この点をしっかりと踏まえた上で、幾つか軽減税率の導入の問題点について触れさせていただきたいと思います。

まず、何より私が申し上げたいことは、軽減税率を導入した際に、何が軽減税率なのかという線引きの難しさについてであります。

軽減税率の代表例として挙げられるのは生活必需品であろうかと思いますがけれども、何が生活必需品で、何が生活必需品でないのか、我々は本当に合理的な基準で区分をすることができるのでしょうか。

例えば、生活必需品の代表例は恐らく米なんだろうと思いますけれども、米が軽減税率であるならば、同様に、主食と言っていであろうパン、食パンなどは恐らく軽減税率になるでしょう。食パンがそうだとすると、恐らく菓子パンもそうなんでしょう。菓子パンがそうだとすると、恐らくハンバーガーもそうなんだろうし、そうすると、牛丼もそうだろうし、では、高級な肉を使った牛丼もそうなんだろうし、すしもそうなんだろうといったような形で、どこの部分で合理的な基準で生活必需品は何かといったような線引きをするのかというのは、現実問題としてはかなり困難なんだろうと私は思っているわけであります。

それでも、あえてなお、えいやといったような形で線引きをした場合、その線引きの基準というのは、恐らく、決して合理的なものとは言えないはずでしょうから、それは政治的な判断として決めるという形になって、つまり、線引きを行うということ自体が新たな利益誘導の温床となってしまうのではないかと、こういったような危機感を私は感じるわけであります。

米、しょうゆ、みそ、新聞などを軽減税率とすべきだとよく主張されている一部新聞業界の方をやゆするつもりもないんですけれども、誰しも、みずからが関連をしている商品、サービスを安く提供したいというのは当たり前でありますから、もしも軽減税率が導入されるということになれば、各業界が、業界の数だけ、うちのこの商品、サービスは生活必需品です、あるいは、極めて社会において公益性が高いんですといったようなロジックで要望、要求をしていくというのは、火を見るよりも明らかなんだろうと思います。

特に、我が国においては、毎年、税制改正要望に基づく税制改正プロセスというのがございます。もし、ある年にある業界の要望を受け入れて軽減税率を導入するということになれば、必ず、次の年はそのお隣の業界から、今度はうちのこの品目を軽減税率にしてくださいと要望が出て、認めざるを得なくなる。

そういうような形で、最初は小さかった、特例として認めた軽減税率が、毎年毎年際限なく広がっていってしまう、これが大きな問題なんだろうと思います。

まさに、ダムが小さな穴から決壊をするように、一たび特例を認めてしまうと大きな問題となる。事実、英国においては、既に課税ベースの四〇%が軽減税率等によって削られてしまっているというような問題がございます。

私自身、こういったような、一たび認めてしまうと特例範囲が際限なく広がる軽減税率について、かなり問題であると思っておりますが、この点について山口副大臣の御見解を伺いたいと思います。

○山口副大臣 村井先生、とりわけヨーロッパ等の付加価値税にお詳しいというふうなお話も聞いております。

これもちょっと触れておられましたが、消費税の複数税率、これは、先般の三党合意を踏まえた税制抜本改革法におきまして、給付つき税額控除とか簡素な給付措置と並んで、低所得者に配慮する観点からの検討課題というふうにされておきまして、財源の問題とか対象範囲の限定、あるいは中小事業者の事務負担など、さまざまな角度から総合的に検討するというふうになっておるのはもう先生御案内のとおりであります。

また、御指摘の複数税率、確かに対象品目につきまして非常に難しい問題があるかと思えます。私も、かつて、一期生、二期生のころ、自民党の税制調査会、各団体が玄関から何から押しかけてきて、とりわけ租特の議論はもう大変な騒ぎであったわけで、先生のお話のとおりだろうな、こう思うわけあります。

しかし、いずれにしても、対象品目につきましては、国民の皆様方の御理解が得られる合理的な線引きが可能かどうかといった点も含めながら、与党税制改正大綱とか与党における御議論を踏まえながら検討を行っていくというふうなことになろうかと思えます。

○村井分科員 ありがとうございます。

次に、軽減税率が低所得者の負担を緩和する逆進性対策として本当に有効なのかといったような観点から質問をさせていただきたいと思えます。

例えば、仮に、今、我が国の消費税は五%ですけれども、食品についてはこれをゼロ%にしますといった場合に何が起きるかということなんです。

例えば、高所得の方が牛肉を買いに行きます。高所得の方が買うのは、恐らく松阪牛なんでしょう。一万円の松阪牛を買った際に、消費税は本来五百円払わなきゃいけなかったわけですが、それは払わなくていい。つまり、五百円分得をするといったような形になる。他方で、低所得の方はオージービーフを買わざるを得ない。オージービーフ、千円でした。ここで得をするのは、千円掛ける5%の五十円です。そういうふうにと考えると、直観的には高所得者の方がこの軽減税率によって優遇されてしまうのではないかといったような気がするわけでございます。

実は、今お手元に資料を配付しておりますけれども、これが今直観的に申し上げたことを少しデータ化したといったようなものなんでございますけれども、これは、英国の付加価値税の制度を我が国に導入した場合、どの所得の方がどれだけ得をするのかといったような資料になってございます。

これを見ていただくとわかるとおり、ある意味で、一番所得が低い第一分位の方につきましては、一月当たり五千九百七十六円、この軽減税率によって得をする。その一方で、一番最高所得、一千万円以上の方については、一月当たり一万七千六百九十八円の得をするといったような形となるわけでございます。

これは、税制で考えると、何となくそういうことでもいいのかなどという気もするんですけども、これを給付措置として考えると大変なことだと私は思うんですね。低所得者対策ですとって低所得者に六千円配って、その一方で、一千万円以上の所得がある方に一万七千六百円配る、こんなことをやっているのは、これこそまさに最大のばらまき政策だと私は思うんですね。

そういう意味で、この軽減税率というのは、本当に低所得者対策また逆進性対策という意味で有効性があるのかどうか疑問があると私は思うのでございませうけれども、副大臣の見解を伺いたいと思います。

○山口副大臣 お話しのように、軽減税率の適用というのは、絶対額に関しては確かに高所得者の方が有利になるというふうな考え方は当然でございます。ですから、御指摘のように、高所得者ほど負担軽減額が大きくなる点についてどう考えるか、あるいはさらに、導入に伴って生ずる減収分ですね、下げますから、それを賄う代替財源の確保、これをどう考えるかというふうなこと等、いろいろな問題点があろうかと思っております。

いずれにしても、複数税率を含む低所得者対策につきましては、これは、与

党税制改正大綱とか与党における御議論を踏まえながら、国民の皆様方の御理解が得られるようなものになるように検討を重ねていくということであろうかと思っております。

○村井分科員 ありがとうございます。

山口副大臣がまさにおっしゃったとおりでございますけれども、仮にそれでも軽減税率を導入するというふうになった場合、世の中にありとあらゆる商品、サービスがあるわけでありまして、これについて全て、何%の税率が適用されるのかということを確認せざるを得ない、まさに執行の問題が生じるわけでありまして、課税当局はもちろんですけれども、事業者にとってはかなりの負担になるのではないかと危惧をするわけでありまして、その観点から一つ事例を御紹介したいと思っております。

今お手元に、こういったような形で、「イギリスで販売されているジャファケーキ」という、よくわからないお菓子の写真が配付されているかと思いますが、これはイギリスではなかなか人気のあるお菓子だそうなんですけれども、何に見えますでしょうか。これがケーキと見えるか、もしくはチョコでコーティングされたビスケットと見えるか、これが極めて大問題なんです。まあ、おいしいければどちらでもいいじゃないかと私は思うわけでありまして。

実は、英国においては、ケーキは軽減税率、チョコでコーティングされたビスケットは標準税率が適用されるということになっておりまして、それがどちらなのかということをめぐる課税当局と事業者の間で長年にわたって裁判が起きたといったような、笑い話のような話なんですけれども、現実問題としてこういう話が起きているわけでありまして。

その結果、英国においては、実は、大企業はかなりの数の付加価値税のコンプライアンス担当の職員を置くといったような状態が起きていたり、また、そういったような者を置けない中小企業者はかなりの事務負担を強いられているといったような現状があるわけでございます。

こういったようなことを踏まえて、実際に軽減税率を導入することになった場合、課税当局はもちろん、事業者、特に中小事業者にかなりの負担を強いることになると私は思いますけれども、その点について副大臣の御見解を伺いたいと思っております。

○山口副大臣 これは結局、ケーキなんですかね。(村井分科員「はい、一応」と呼ぶ)

確かに御指摘のような点があろうかと思えますし、同時に、さまざまな声が私どもの方にも聞こえてきております。

複数税率のもとでの事業者の事務負担については、軽減税率が適用される商品を販売する事業者につきましては、適用税率ごとに商品を抽出、分類する手間。あるいは、複数税率に対応したレジとか経理システムへの変更ということが必要になる。さらには、その商品を仕入れる事業者、仕入れる方にしても、商品ごとに適用税率の確認、判断を行って、適用税率ごとに仕入れ税額の積み上げの計算というのが必要になってまいります。等々のお声をいただいております。

複数税率の検討に当たりましては、関係者の理解を得ていくというふうなことが何よりも必要でありますので、こういった声にもしっかりと耳を傾けながら、重ねて申し上げますが、与党税制改正大綱とか与党における御議論を踏まえながら検討するということになろうかと思えます。

(中略)

○林(宙)分科員 みんなの党の林宙紀です。

ただいまの村井議員の質疑を興味深く拝聴させていただきました。

三月十三日の予算委員会では、私も予算委員会の方で初めて麻生大臣にも御質問をさせていただきました。そのとき、大変貴重というか厳しい御指導もいただきました。地元では、やはり麻生大臣はすごいと。林の評判よりも麻生大臣の評判が上がってしまったというような、そんな状況にもなっております。しかしながら、見ている人間が納得するような御答弁を本当にいただいたということで、これは私も今後の勉強の大変貴重な材料にぜひさせていただきたいなというふうに思っております。

今、村井委員が本日初めてということだったんですが、私は少数野党の一年生議員ということもありまして、きょうが十回目ということで、記念すべき十回目というところで、再び、御指導いただいた麻生大臣所管の、財務省所管の問題についていろいろと御質問をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日、最初は、おととい農林水産委員会で質疑と採決がございました、法案の名前が非常に長いので、略称いわゆる米債権免除法案というものについて、財務省としての視点からの御答弁をいただきたいと思ひまして質問させていただきます。

まず、この法案の概略はもう皆さん御存じのとおりだと思ひますが、そもそもが、平成十一年、十四年前のケルン・サミットで、重債務貧困国に対しまして先進国が有しているODA債権、これを完全免除いたしましよとG7で合意されたものに基づいております。

我が国に関しましては、米債権というものについて、重債務貧困国の五カ国につきまして免除をしましよと。それを受けて、十四年たつて今回の法案提出にこぎつめたという経緯があるわけなんです、もちろん、国際協力、国際協調、そういった趣旨がありますので、賛同は私たちがいたしました。ただ、その国内手続については、いろいろとお話を伺つていたら、これはどうなんだろう、国民目線、これを聞いたなら納得してもらえるのかどうかという点、かなり多くありましたので、農林水産委員会でもその点は幾つか質問させていただきます。

つまるところ、これに関しては、共管している農林水産省と外務省、こちらの国内での手続が進まずに、結果的に、十四年間、この免除というものを裏づける法案ができずに、手つかずで来てしまつたような側面がございます。

何が問題かという、その間に利子というものが当然つてきたわけで、それが積もり積もつて百四十四億円になつてしまつた。私も宮城の出身でございますから、被災地というところを背負つて考えますと、百四十四億円というのは大変大きな額だなど。これを被災地のために幾分かでも使えるんだつたら、ああいうこともやりたい、こういうこともやりたいなんて思ひながらやはり予算というものを見てしまうわけです。

結局、税金という形で国民が負担をするという構図になつてしまひますわけで、いろいろと私も財務省の方にもお話を聞きました。財務省としては、こういう言い方をしていいのかどうかわかりませぬけれども、とぼつちりのような形ということも、ある意味はそうなのかもしれませぬ。

しかしながら、それはそれとて、政府という立場がござひますから、それは財務省としてはどのようにその立場からこの問題についてお考えなのかという

のを、まず改めてお伺いしたいなというふうに思います。では、副大臣お願いします。

○山口副大臣 先生御指摘のとおりで、とぼっちりとまでは言いませんが、御案内のとおり、農水、外務との調整がなかなかうまくいかなかったというふうなことが背景にあるかと思えます。

改めて、この米債権、もう御案内と思えますけれども、昭和五十四年から五十八年、当時、過剰米の問題もあつたりしたときで、しかも、これは外交上というふうなことでこういう形になったわけでありまして、この米債権の免除に当たりましては、法律で手当てをするのか、あるいは条約で手当てをするのか等々、そういった点についてなかなか調整ができなかった。結果的には、ケルン・サミットの合意から何と十年以上が経過をしてしまつて、御案内のとおり、利息が百四十四億円というふうになつてしまつたわけでありまして、もちろん財務省としてもこれをしっかりと受けとめる必要があるというふうに考えております。

ともあれ、今後とも、こういうことがないように、一層関係省庁が連携をしてやれるように、当然、財務省としてもしっかり役割を果たしていきたいということでございます。

○林（宙）分科員 こういうことが今後ないようにということをやっていくのが、これはもう政府だけではなくて、我々国会議員としても一人一人認識をしなければいけないことだと思うんです。

これは財務所管だからこそ聞ける質問だと思うので、あえてここで伺いたいんですけれども、今回の米債権の免除に必要な金額というのは、合計で五百七十七億円ということになっております。この手当てが、実は平成二十四年度の補正予算で賄われている。具体的に言いますと、一般会計から四百三十三億円を農林水産の食料特会というところに繰り入れてお支払いをすることになっている。かつ、もともとの食料特会のお金で利子分の、先ほど申し上げた百四十四億円を手当てするという、こんな形になっているわけですね。

ここで一つ疑問に思ったのが、たしか財政法の八条になると思いますが、簡単に言うと、債権免除をするにもこれは法律の裏づけが必要だということを言っている法律なんじゃないかと思うんですね。

つまり、その背景というか、何でこういうことがあるかという、債権免除というのが行政府限りで勝手に行われてしまうと、そういう状況が出てきてしまうと、可能性として、国民に不当なしわ寄せが行ったり負担が課せられる、そういうことが起きかねないということで、この債権免除ということについても国会の監視下に置きましょうというような、そういう趣旨があるんだと思うんです。

何が問題かという、実はこの法案は、たしか、きょうの衆議院本会議、午後ありますが、ここにかけることになっております。まだ法案としては未成立の状態なんですね。しかしながら、既に予算の手当てはついてしまっている。しかも、これは前年度の予算です、形としては。

そうすると、財政法八条の趣旨を踏まえると、所管の財務省、あるいは財務所管の大臣や副大臣としてはどのようにこれをお考えなのかというのをぜひ伺いたいなと思います。お願いします。

○山口副大臣 御指摘いただいたとおり、本来、これは五百七十七億円というふうなことであったわけでありますが、当初の見通しに比べまして、食料特会の損益の改善というのが見込まれることから、一般会計からの繰り入れというのは四百三十三億円、結果としてそうなったというふうなことであります。

今御指摘の点であります、このたび、ですから二十五年一月上旬に、ようやく、農水、外務両省で、米債権の免除のために新法を策定するというふうなこと、あるいはその内容等、具体的な処理方策について合意が固まりました。このために、食料特会に発生をすることが見込まれる損失補填のための金額を同会計に繰り入れる必要が生じたというふうなことが一つ背景でございます。

しかも、本件については、その発端になったケルン・サミットの合意から余りに長期間が経過をしておるといふことと、実は、ことし六月には第五回アフリカ開発会議が横浜で開催をされるというふうな事情等も踏まえて、できるだけ速やかに、確実に債権免除を行うことが必要であるといふことで、二十四年度補正予算において予算計上させていただきました。

同時に、財政法第八条、これは、政府が債権免除を行うことに関して、新法の策定等、法律の根拠を必要とするといふことを実は想定しておるものでありまして、既に合意して、成立することが見込まれるというふうなことで、米債権の免除法案の成立の前に損失補填に備えるべく財源を手当てさせていただ

たわけで、このことが同条との関係で問題になることはないというふうに思っております。

(中略)

○後藤（斎）分科員 大臣、連日お疲れさまでございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、公務員宿舎の問題についてちょっとお尋ねをしていきたいと思ひます。

平成二十三年の十二月一日に、公務員宿舎の削減計画というのを当時の安住大臣のもとで策定をし、総理に報告し、公表をされています。それ以降、当院の決算行政監視委員会も含めて、累次の決議をしながらその削減計画が進んできたと思ひますけれども、この削減計画、一年半たった今、どのように実施状況になっているのか、まず冒頭、お尋ねをしたいというふうに思ひます。

○山口副大臣 お答えをいたします。

一昨年、平成二十三年十二月に取りまとめられました国家公務員宿舎の削減計画におきまして、二十八年度末までに、国家公務員宿舎の戸数について、約二十一・八万戸から必要戸数の十六・三万戸まで五・六万戸程度の削減を行うというふうなことになっております。

その後、各省とも調整を行いながら、具体的な廃止宿舎等について検討を行ひまして、昨年十一月に、五・六万戸程度の削減のため、全国約一万住宅のうち約五千住宅を廃止することとして、廃止対象宿舎を公表させていただきました。

現在、廃止対象となりました宿舎につきまして、順次、入居者の退去あるいは宿舎の廃止、さらには宿舎跡地の処分等を進めておるところでありまして、今後とも着実に宿舎削減の取り組みを進めてまいりたいということでござひます。

(中略)

○後藤（斎）分科員 次に、この国家公務員の宿舎の使用料についてお尋ねをします。

昨年、公務員の人件費を復興の財源に充てるということで、平均七・八%削減をされました。それが来年の三月三十一日までの緊急措置ということで、その部分が、その期間が終わったら大きくまた値上がりをするというお話をお伺いしました。

まず、この国家公務員の宿舎の使用料の算定というものがどのようになっているのか、さらに、まとめて、今後どのような形で引き上げがされていくのか、その見通しも含めて、あわせてお尋ねをしたいというふうに思います。

○山口副大臣 お答えをさせていただきます。

国家公務員宿舎の使用料につきましては、国家公務員宿舎法第十五条におきまして、標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎として、かつ、同項に定める宿舎の明け渡しに関する条件その他の事情を考慮して決定というふうなことになっております。

また、平成二十三年十二月の国家公務員宿舎の削減計画、先ほどお答えをしたわけでありましたが、「厳しい財政状況等を踏まえ、宿舎の建設、維持管理等に係る歳出に概ね見合う歳入を得る水準まで引上げを行う。」というふうなことにされております。

これを踏まえまして、宿舎の建設、維持管理等に係る費用を勘案して宿舎使用料を試算いたしました。全体として、宿舎使用料を、段階的にではありますが、おおむね二倍弱引き上げるというふうな方針を昨年十一月に公表いたしておるところでございます。

同時に、もう一点お尋ねがございました、この国家公務員宿舎の使用料の引き上げについての見通しということですが、この使用料につきましては、先ほど申し上げました、宿舎の建設、維持管理等に係る歳出におおむね見合う歳入を得られるようというふうなことで、二倍弱というふうなことでありますが、この宿舎使用料の引き上げにつきましては、国家公務員給与の減額支給終了後の平成二十六年の四月から、二年ごとに三段階で引き上げを実施することといたしておりまして、今後、準備を進めていきたいというふうなところがございます。

○後藤（斎）分科員 段階的であっても二倍くらいになってしまうということは、やはり今の、麻生大臣もその主要なメンバーとして、デフレ脱却というこ

とと日本経済を強くするということの趣旨について私は全く異論はないんですが、やはり今の公務員の皆さん方の環境を見ると、遠くて安い宿舎と近くて高い宿舎、いろいろなバリエーションはあるにしても、やはりきちっとした給与に見合った部分、要するに、いわゆる修繕費、いろいろなこの法律の根拠というのは副大臣が御指摘いただいたようにあるものの、やはり給与に見合った部分というものは、宿舎の使用料というものを考えるときに必要だと私は思うんです。

その点について、副大臣、確かに法律はそういう根拠が、平米当たり何百円みたいなものも細かく本当にあって、私も初めて知りましたが、ここまできちきちにする必要が、税金を使うからあるといえどもあるんですけども、もう少しやはり公務員の皆さん方の給与実態にきちっと見合ったような形で、一挙じゃないけれども、徐々にだけれども倍にするよという宣言というのは何か酷だなというふうに国民というか人間として思うんですけども、副大臣、どういうふうにお考えになりますか。

○山口副大臣 実は、私もそういうふうな問題点は問題意識としては持っておりますが、これは、平成二十三年の十二月ということで、前政権下のさまざま、いろいろな問題点の整理の中で出てきた話でもございまして、公務員の給与の引き下げ等もありますので、そこら辺はまた慎重に検討していく必要があるんだろうと思っております。